# 第十浄水場運転管理業務委託

# 事業者選定基準

令和４年７月

徳島市上下水道局

## 1　趣旨

第十浄水場運転管理業務委託事業者選定基準（以下「選定基準」という。）は、徳島市上下水道局（以下「局」という。）が第十浄水場運転管理業務委託（以下「本業務」という。）の事業者を選定するに当たって、最も優れた事業者を選定するための方法、手順、評価基準等を示したものである。

## 2　審査の体制

局は、本業務において募集を実施するに際し、中立かつ公正な事業者の選定が行われるよう審議を行うことを目的として、第十浄水場運転管理業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」とする。）を設置する。なお、審査委員会の委員構成については、優先交渉権者決定後に公表する予定である。参加者が故意に委員に接触し、不正行為を行ったと認められる場合は、審査対象から除外することとする。なお、事業者の募集、審査及び最優秀提案者の決定の過程において、参加者がないなどの理由により、本業務を事業者が実施することが適当でないと判断された場合には、最優秀提案者を決定しないこととし、その旨を速やかに公表する。

## 3　審査の概要

本業務を実施する事業者の審査方法は、参加者からの本業務の実施に係る提案見積金額及び提案内容を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行う。

審査の方法は、参加者の備えるべき参加資格要件に関する「参加資格審査」と、参加者からの提案見積金額及び提案内容に関する「提案審査」による２段階で実施する。

### (1)　参加資格審査

第十浄水場運転管理業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、参加申込の提出書類（以下「提出書類等」という。）に記載された参加資格要件等が満たされていることを審査する。

### (2)　提案審査

実施要領に基づき提出された提案書及び提案見積書（以下「提案書等」という。）の基礎審査を行い、提案見積金額及び受託実績の定量的な評価（以下「定量的審査」という。）、提案書等の提案内容の評価（以下「定性的審査」という。）により行い、定量的審査により定量的評価点を算出し、定性的審査により定性的評価点を算出する。

4　審査のながれ

審査の手順は、以下のとおりである。

【参加資格審査】

局が要求する提出書類等の確認をし、参加資格を満たしているか審査を行う。

提案書等の不備及び参加資格が満たされていない場合は失格とする。

【現場説明会】

参加資格があると認められた参加者に現場説明会を行う。

【提案審査】

【基礎審査】

提案書等の体裁の確認をし、要件を満たしているか審査を行う。

要件を満たさない場合及び上限提案見積金額を超えている場合は失格とする。

【定量的審査】

提案見積金額・受託実績の定量的審査を行う。

【定性的審査】

プレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ提案書等に記載された内容について定性的審査を行う。

【最優秀提案者の選定】

総合評価点の合計が最も高いものを最優秀提案者とし選定する。

優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

5　参加資格審査の方法

(1)提出書類等が全て揃っていること及び不備がないこと。

(2)参加資格要件が満たされていること

(3)実施要領に従った構成となっていること。

(4)虚偽の記載がないこと。

6　提案審査の方法

(1)　基礎審査

ア　実施要領に基づいた体裁及び様式に従った構成となっていること。

イ　提案書等、提案書【正本】に記名押印のない場合。

ウ　誤字、脱字等により意思表示が不明確となっていないこと。

エ　提案書等に虚偽の記載をしていないこと。

オ　要求する水準及び性能を満していること。また、矛盾していないこと。

カ　同一事項に対し、二通り以上の提案がされていないこと。

キ　提案見積金額が上限提案見積金額を超えていないこと。

(2)　定量的審査

ア　提案見積金額評価

提案見積金額の得点化方法は以下のとおりとする。配点は２０点を上限とし、小数点第３位を四捨五入し、小数点第２位まで算出するものとする。

$$\left( 0.8 - \frac{\text{提案見積金額} - \text{平均提案見積金積}}{\text{平均提案見積金額}} \right) \times \text{配点}$$

なお、〔　〕の値が負になるときは〔０〕、１を超えるときは〔１〕とする。

イ　浄水場運転管理業務受託実績評価

「業務受託実績表」(様式２－３）に記載された実績について、一箇所当たりの最大公称施設能力に応じた配点【表１】及び受託実績数に応じた配点【表２】により評価するものとする。

【表 1】一箇所当たりの最大公称施設能力に応じた配点

| | |
|---|---|
| 120,000 ㎥／日以上の浄水場運転管理の実績 | 5点 |
| 100,000 ㎥／日以上 120,000 ㎥／日未満の浄水場運転管理の実績 | 4点 |
| 80,000 ㎥／日以上 100,000 ㎥／日未満の浄水場運転管理の実績 | 3点 |
| 50,000 ㎥／日以上 80,000 ㎥／日未満の浄水場運転管理の実績 | 2点 |
| 30,000 ㎥／日以上 50,000 ㎥／日未満の浄水場運転管理の実績 | 1点 |

※水源及び処理方法は問わない。

※平成２５年以降で３年以上継続して履行した実績に限る。

【表２】受託実績数に応じた配点

| | |
|---|---|
| 浄水場の運転管理１０件の実績 | 5点 |
| 浄水場の運転管理８件から９件の実績 | 4点 |
| 浄水場の運転管理５件から７件の実績 | 3点 |
| 浄水場の運転管理３件から４件の実績 | 2点 |
| 浄水場の運転管理１件から２件の実績 | 1点 |

※一箇所当たりの施設能力１０，０００㎥／日以上の運転管理実績。

※平成２５年以降で３年以上継続して履行した実績に限る。

(3)　定性的審査

評価点付与基準は、以下に示す【表３】のとおり５段階により、評価に従い各審査項目の配点【表４】に対応する係数を乗じて算出するものとする。審査委員会の各委員の評価点の平均により算出するものとし、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで算出するものとする。

【表３】評価得点化与基準

| 評　価 | 評価の意味合い | 係数 |
|---|---|---|
| A | 期待を大きく上回り秀でて優れている。 | 1.00 |
| B | 期待を上回り優れている。 | 0.75 |
| C | 期待を満たすが普通である。 | 0.50 |
| D | 期待を下回り物足りない。 | 0.25 |
| E | 期待できない。提案が無い | 0.00 |

【表４】審査項目の評価の視点と配点

| 審査項目 | | 評価の視点 | 配点 |
|---|---|---|---|
| 定量的審査 | | | |
| | 提案見積金額 | 算定式による得点化。 | 20 点 |
| | 受託実績 | 公称施設能力に応じた得点化。【表 1】 | 5 点 |
| | | 受託実績数に応じた得点化。【表２】 | 5 点 |
| | 小計 | | 30 点 |
| 定性的審査 | | | |
| | 基本方針 | 局の水運用を理解し、各系統運用・系統融通・水量・水圧・水質管理の実施方法の方針が立てられ、本業務の目的と合致しているか。また、効率的な業務計画を明確に示しているか。 | 15 点 |
| | 実施体制 | 運転管理体制の構築について必要な有資格者や経験者の配置、要員数の計画及び技能、技術、知識習得等の教育研修プログラムの充実度。また、新規採用者に地元雇用計画があるか。 | 15 点 |
| | 危機管理 | 業務継続に関するＢＣＰ及びＢＣＭの取り組み。 | 10 点 |
| | 安全衛生管理 | 労働基準法、労働安全衛生法への対応、水道法をはじめとする衛生管理、健康管理への取組は的確であるか。また、事故を未然に防止し、安全に業務を履行するための安全衛生管理に係る計画、組織体制、勤務体系を具体的に示しているか。 | 10 点 |
| | 異常時の対応 | 異常時の操作、水質変化に対応できる水質管理、連絡体制等を具体的に示しているか。また、リスクの想定とその防止策を具体的に示しているか。 | 10 点 |
| | 創意工夫 | 他の評価項目で対象とならなかった経験等を活用した先進性、創意工夫等オリジナリティのある業務改善、技術提案、自主的な取組があるか。 | 10 点 |
| | 小計 | | 70 点 |
| 合計得点 | | | 100 点 |

7　最優秀提案者の選定

(1)　審査委員会は、定量的評価点と定性的評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点が最も高い提案を行った参加者を最優秀提案者として選定し、以下、総合評価点の高い順に順位を決定する。

(2)　総合評価点が最も高い参加者が複数ある場合は、定性的評価点が最も高い参加者を最優秀提案者とする。この場合において、定性的評価点に係る評価点が同点である参加者が複数あるときは、審査委員の投票により最優秀提案者を選定する。

(3)　参加者が１者のみの場合も実施要領及び選定基準に従い審査を行い、総合評価点が６０点以上あれば選定する。

8　優先交渉権者等の決定

局は、審査委員会による審査結果の報告を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。